

社会福祉法人東翔会

通所介護、総合事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東翔会が設置運営するサンフレンズ指定通所介護事業所、(以下、「通所介護」という。) 及び指定介護予防・日常生活支援総合事業 (以下、「総合事業」という。) の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者 (以下、「従業者」という。) が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンターサンフレンズ (以下、「事業所」という。)
- 二 所在地 大牟田市沖田町510番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の心身の状況、及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた通所介護計画、通所型サービス計画を作成し、その計画に基づき常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。
- 三 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。
- 四 介護職員 2名以上
介護職員は、通所介護、総合事業の提供にあたる。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 通常月曜日から土曜日までの毎日。ただし、12月31日から1月2日までを除く。
- 二 営業時間 通常午前8時30分から午後5時30分までとし、サービス提供時間は午前9時30分から午後3時50分とする。ただし、特別な需要がある場合はこの限りではない。
(6時間～7時間利用者は午前9：30～16：50)

(指定通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日 55人とする。

(指定通所介護、総合事業の内容及び利用料等)

第7条 通所介護、総合事業の内容は次のとおりとし、通所介護、総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護、総合事業が決定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。(厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 一 入浴サービス
- 二 給食サービス
- 三 相談・援助等の生活指導・レクリエーション
- 四 個別機能訓練
- 五 運動器機能向上訓練
- 六 栄養マネジメント及び栄養改善指導
- 七 口腔機能向上指導
- 八 健康チェック
- 九 送迎

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 一 通所介護、総合事業に要する時間を超える通所介護、総合事業であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所介護、総合事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用
- 二 食費(1食 530円)
- 三 おむつ代(実費額)

四 前各号に掲げるもののほか、通所介護、総合事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

3 事業所は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大牟田市、荒尾市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、団体生活の秩序を保ち相互の親和に努め、風紀を乱し他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、通所介護、総合事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する通所介護、総合事業の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期的に避難、救出訓練を行う。

（高齢者虐待防止の措置）

第12条 従業者は社会福祉の理念及び、高齢者虐待防止法、社会福祉関係法に基づき利用者の権利を守り、利用者に対し身体拘束の禁止及び虐待行為をしてはならない。また、身体拘束廃止・虐待防止に関する理解を深め、適切な支援を提供するため、定期的な研修会を実施する。

（ハラスメント防止のための措置）

第13条 事業所はハラスメントに関する相談窓口を設けるとともに、管理監督者は、従業者によるハラスメント行為が起きないよう、従業者の指導・啓発に努める

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおりと設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1ヶ月

二 継続研修 年 2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は平成12年10月 1日から施行する。

この規程は平成14年 6月 1日から施行する。

この規程は平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は平成17年10月 1日から施行する。

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は平成18年 8月 1日から施行する。

この規程は平成19年10月 1日から施行する。

この規程は平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は平成22年11月 1日から施行する。

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は平成24年10月 1日から施行する。

この規程は平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は平成25年12月 1日から施行する。

この規程は平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 3年 5月 1日から施行する。

この規程は令和 5年 7月 1日から施行する。

この規程は令和 7年 5月 9日から一部改正、施行する。

利用料金表

(事業所番号 4071500716)

通所介護

■大規模通所介護Ⅱ

	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満
要介護 1	362 単位／日	525 単位／日	543 単位／日
要介護 2	414 単位／日	620 単位／日	641 単位／日
要介護 3	468 単位／日	715 単位／日	740 単位／日
要介護 4	521 単位／日	812 単位／日	839 単位／日
要介護 5	575 単位／日	907 単位／日	939 単位／日

■各種加算

- ①サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位
- ②個別機能訓練加算（Ⅰ） □ 76 単位
- ③個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位
- ④生活機能向上連携加算 200 単位
- ⑤入浴介助加算（Ⅰ） 40 単位
- ⑥ADL 維持等加算（Ⅱ） 60 単位
- ⑦科学的介護推進体制加算 40 単位
- ⑧介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 9.2 %

■減算

- ・同一建物（ケアハウス）の方 所定の単位数から 94 単位／日
- ・送迎を実施しない場合 所定の単位数から 47 単位／回

※ 夕食付延長利用も可能です。必要な方は早めにご相談下さい。

※ 利用時間については、個別に御相談下さい。できる範囲で対応いたします。

介護予防通所介護

■介護予防通所介護費

要支援 1	1,798 単位／月
要支援 2	3,621 単位／月

■各種加算

- ①サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

要支援 1	72 単位
要支援 2	144 単位

- ②介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 9.2%

R6.4.1 改定